相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市浪速区大国一丁目一二四番地一〇、最後の住所大阪府柏原市旭ケ丘四丁目六七二番地国分病院、住民票上の最後の住所大阪府東大阪市瓢箪山町一六番一七号

被相続人　亡　松本　一男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月二十六日

大阪市北区西天満三丁目一〇番三号ＹＳＲ西天満ビル五階

相続財産管理人　弁護士　野田　英二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県小林市細野二一九九番地、最後の住所大阪市東住吉区矢田一丁目二七番六号

被相続人　亡　川畑　隆幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月二十六日

大阪市北区西天満三―一四―一六西天満パークビル三号館九階

相続財産管理人　弁護士　矢倉　昌子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県加賀郡吉備中央町富永九七〇番地、最後の住所兵庫県明石市大久保町ゆりのき通二丁目三番地の五―二―五〇三号

被相続人　亡　河原　清造

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月二十六日

神戸市中央区橘通二―一―九グリーンビル三階すずらん法律事務所

相続財産管理人　弁護士　北村　拓也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県西之表市西之表五三五一番地、最後の住所兵庫県たつの市龍野町中井八〇一番地八〇

被相続人　亡　園田　勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月二十六日

鹿児島県熊毛郡南種子町中之上二九七〇番地一

相続財産管理人　司法書士　立石章一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所不詳

被相続人　亡　奥松　宏長

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月二十六日

沖縄県糸満市字糸満九八九番地の七四ハイツ74、2―A

相続財産管理人　司法書士　大城　理

前払式特定取引業者営業保証金取戻し公告

割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法第二十九条第二項及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第六項の規定により次のとおり公告します。

一、名称　有限会社三条鶴亀社

二、代表者の氏名　渡辺喜久雄

三、主たる営業所の所在地　新潟県三条市本町一丁目七番四号

四、許可年月日　昭和五十六年十二月二十五日

五、許可失効年月日　平成二十九年二月二十一日

六、営業保証金等の金額

①　営業保証金　金十五万円

②　前受業務保証金　金二千五百万円

七、前号の営業保証金等につき割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する法第二十一条第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内にその債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書三通を関東経済産業局長に提出してください。

八、前号の申出書の提出がないときは、第六号の取戻しをしようとする営業保証金等は取戻されます。

平成二十九年五月二十六日

新潟県三条市本町一丁目七番四号

有限会社三条鶴亀社

代表取締役　渡辺喜久雄

任意清算公告

当社は、平成二十九年四月三十日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年五月二十六日

広島県東広島市八本松南三丁目五番八号

大善合名会社

代表社員　隠善　正年

債権申出の公告（第二回）

当社規約型確定給付企業年金は、平成二十九年四月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成29年５月26日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①ダイヤリックス株式会社　②国土交通大臣(1)2294　③代表取締役　石川敏之　④東京都港区芝二丁目１番30号　廃止した従たる事務所　三重県四日市市鵜の森１－３－15　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都港区芝二丁目１番30号　ダイヤリックス株式会社　代表取締役　石川敏之

①北海道ベニーエステート株式会社　②北海道知事(5)6034　③代表取締役　須藤良太　④北海道札幌市中央区南一条東一丁目５番１号　⑤1000万円　⑥北海道知事　⑦東京都千代田区三番町６番地１三菱地所コミュニティ株式会社　代表取締役　清沢光司

①北河内農業協同組合　②大阪府知事(3)49215　③代表理事組合長　中木福義　④主たる事務所　大阪府枚方市大垣内町２丁目１番11号、廃止した従たる事務所　大阪府門真市柳田町１番15号　⑤500万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府枚方市大垣内町２丁目１番15号　北河内農業協同組合　代表理事組合長　中木福義

平成二十九年五月二十六日

埼玉県さいたま市南区白幡一丁目一四番一五号

株式会社とんでん

確定給付企業年金清算人　大野　公一

債権申出の公告（第三回）

当基金は、平成二十九年五月一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年五月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月二十六日

東京都港区西新橋二丁目六番一号

日本産業機械工業厚生年金基金

代表清算人　菅　重博